

町の申告会場

※所得税(一部の所得及び控除内容を除く)の確定申告と町県民税の申告

事前
予約制

会場	開設期間		開設時間	
役場4階 大会議室 特設会場	2月16日(水)～3月15日(火) ※土日祝日を除く		9:00～16:00 ※12:00～13:00を除く	
受付時間	① 9:00～ 9:30	④ 10:30～11:00	⑦ 13:00～13:30	⑩ 14:30～15:00
	② 9:30～10:00	⑤ 11:00～11:30	⑧ 13:30～14:00	⑪ 15:00～15:30
	③ 10:00～10:30	⑥ 11:30～12:00	⑨ 14:00～14:30	⑫ 15:30～16:00

※次の申告は役場では受付できませんので、税務署会場にて申告してください。

- ・一時所得 ・配当所得 ・譲渡所得(土地建物、株式、先物取引など)
- ・準確定申告(亡くなられた方の申告) ・住宅ローン控除(適用の初年度のみ)
- ・繰越損失の申告 ・雑損控除 ・青色申告 ・令和2年分以前の申告

※次の申告はご自身で事前に書類作成をお願いします。

- ・事業所得、不動産所得、農業所得を申告される方の「収支内訳書」
- ・医療費控除を申告される方の「医療費控除の明細書」
- ・医療費控除の特例の申告をされる方の「セルフメディケーション税制の明細書」



▲各種様式手引き



新型コロナ対策にご協力ください



発熱など体調不良の症状がみられる場合は、来庁を控え、別日のご予約をお願いします。
また、来庁時のマスク着用、会場入口での手指消毒にご協力ください。

町県民税の申告書は町のホームページから作成して郵送で提出できます

町ホームページで申告書を作成できますので、ご自身で作成できる方は、必要事項を記入し、必要書類を添付して税務課へ郵送によりご提出ください。

送付先 〒501-6181 笠松町司町1番地 笠松町役場 税務課 宛



▲町県民税申告書作成

わたしたちにできること

それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490

ごみ・粗大ごみの回収

(株)高島衛生

*笠松町許可業者
岐南町平成6-110

☎058-248-0089
http://www.t-eisei.co.jp

